

# 白百合女子大学英語英文学科における教員養成

油井原 均  
川 口 エレン  
印 藤 京 子

周知のように、日本の学校教員養成制度においては、「大学における教員養成」と「開放制」の原則のもとに、四年制大学をはじめとして短期大学・大学院・指定教員養成施設等で各種の教員養成教育が提供されてきた。この制度により、日本の学校教育を実際に担う教員の資質の多様性が担保され、国際的にも高く評価されるような初等中等教育の成果がもたらされてきた。

しかし、高等教育がかつてないほど大衆化を遂げた現在の日本社会では、専門職としての教職に求められる資質への社会的要請も非常に高いものがある。そして、そのような要請に対して、大学における教員養成教育に携わる者が真摯に応えるべくその教育内容を日々検討改善していく必要があることも、また確かであろう。本稿は、白百合女子大学（以下本学と略称）における教員養成教育改善の試みとその成果、さらには今後の課題について、本学文学部英語英文学科の取組を事例として論じることで、上述した必要性に向き合う一助とするものである。

本稿でも言及されている「Teaching Practicum」については、2009年前後までの設置経緯と実践内容の検討がすでに行われている<sup>1</sup>。本稿では、

1 Kawaguchi, Knight and Indo, "The Teaching Practicum - An Interim Report and Moving On to the Next Phase" 白百合女子大学英語英文学会(2009). 『SELLA』第38号, pp.17-36.

その後の中等教職課程カリキュラム改編や後継科目「英語科教育法Ⅱ」の概要（一部を他学科と共同運営）をふまえ、その実施内容を検討するとともに、今後の課題について明確化することを目指している。

以下、Ⅰでは、現行の養成制度を規定する法令の歴史的改変状況を概観する。Ⅱでは、本学英語英文学科の概況と教職課程カリキュラムの開設状況、および特徴的な科目設置にかかわる内容を論じる。Ⅲでは、本学英語英文学科内に置かれた科目のなかでもっとも特徴的である「Teaching Practicum」及びその後継科目である「英語科教育法Ⅱ（英語科教育法2）」に焦点をあて、その設置経緯や他学科との協働をはじめとする運営の実際と今後の課題について論じる。

## Ⅰ 教員養成制度変遷の概観－法令改正と課程認定制を中心に－

現在の教員養成・免許制度は、1949（昭和24）年制定の教育職員免許法が制度的基礎となっている。また、1953（昭和28）年の教育職員免許法改正以後は、いわゆる教職課程認定制<sup>2</sup>が実施されてきた。

本節では、法令改正などによる教員養成・免許制度の改変について、養成課程カリキュラムを基礎づけている基準単位数の変遷を中心に大要を記す。ついで、本稿の内容と密接に関わる、教科の指導法等に関する科目と教育実習の単位増が実施された1998年の法令改正内容について、やや詳細にその経緯と科目設置に与えた影響を記す。

### 1) 教員養成・免許制度創設と課程認定制の導入

第二次大戦敗戦後、旧制学校教育制度が廃止され、教育基本法（1946年）・学校教育法（1947年）のもとに、現在も続くいわゆる6334制の学校教育制

<sup>2</sup> 現行の教育職員免許法では、第五条別表第一の備考において、「政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程」において免許状科目を修得しなければならないとの文言で規定が引き継がれている。

度が定められた。これらの法制定は、「新たな大学における「開放制の教員養成制度」が発足」<sup>3</sup>することも意味した。1949年には教育職員免許法が制定され、「開放制」理念に基づく教員養成・免許制度が発足した。なおこの時点で、法令に規定された教職に関する科目の最低修得単位数は、中学校一級免許状を例としてみると20単位であった。

教育職員免許法制定により、国立大学の学芸学部や教育学部に止まらず、一般大学においても学校教員免許状が取得できることとなった。しかし、制度発足当初より、本来教員に求められる専門的知識と教職教養が保証されるかどうかについては種々の疑念が寄せられた。それらの疑念への対応として、1953年に教育職員免許法が改正され、教職課程認定制が導入された。教職課程認定制とは、大学に教員養成課程を置く際に、文部科学大臣から諮問を受けた審議会等が定める審査基準に基づいた審査を受けることが求められる仕組みである。勝野正章が指摘しているように、この仕組みは教員養成に対する「質的保証」の側面と、教育機関の自律性を損なわせかねない「質的統制」の両面をもっている<sup>4</sup>。そのほか、53年に実施された改正には、教科に関する専門科目が「一般的包括的な内容」を含むことが法定されたことや、教職・教科とも科目区分ごとの最低修得単位数が示されたことなど、現在まで適用されている内容が含まれている。なお、翌54年にも教育職員免許法が改正され、教職に関する科目の最低修得単位数は従前の20単位から14単位（中学校一級免許状の場合）に削減され、教科専門科目単位数が増加されるなどの改正も行われた。

その後、1980年代末にいたるまで、ここで示された単位規定が基本的に維持されていく。その間、制度改正に関する議論や、政府関係審議会の建

---

3 全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会編（2010）『教職課程担当者のための手引き「教職本」（平成21年度改訂版）』第一分冊，p.7。

4 勝野正章（2008）『教職課程の認定と評価をめぐる最近の政策について』日本教師教育学会編『日本の教師教育改革』学事出版を参照。

議なども数多く行われた。しかし結果的には、養成段階のカリキュラム構成について、単位変更を伴うような大きな変更は行われなかった。

## 2) 1980年代後半以降の免許法改正と再課程認定

1988年12月に、免許法の一部改正が公布され、翌89年4月より施行された。この改正は、総理大臣所轄のもと設置された臨時教育審議会の第二次答申(1986年)や、その提言内容を具体化した教育職員養成審議会答申(1987年)などの提言をうけて行われた。免許状の等級の名称変更(「級」という呼称から「種(専修)」という呼称変更)や、「教職に関する科目」の取得単位数の5単位増加(19単位:中学校一種免許状の場合)などが盛り込まれたため、養成課程カリキュラム構成にも大きな変更が求められることとなった。具体的には、教職に関する科目に「教育の方法・技術」「生徒指導」「特別活動」に関する科目などが新設されることとなった。これらの科目については、現在の養成課程でも引き続き履修が求められている。

これ以後、免許法と関連法令などは、ほぼ10年ごとに大きく改正されることが常態となった。1997年の養成審議会第一次答申では、いじめや不登校、あるいは非行につながる行動など、学校をとりまく種々の課題が指摘された。そして、これらの課題に適切に対応できる資質能力が教員養成段階で必要であるとされ、そのために教員養成カリキュラム改編が行われることとなった。従来の養成課程カリキュラムからの主要な「改善点」としては、選択履修方式によるカリキュラム弾力化、児童生徒との人間関係や教授法などに関わる教職に関する科目の充実などである。坂本昭によれば、後者は「専門分野の学問的知識よりも、教え方や子どもとの触れ合いを重視し、教員としての学校教育活動の遂行に直接資する『教職に関する科目』等をより充実」<sup>5</sup>することへとつながり、結果として教職に関する科目の単

5 坂本昭(2009)。「教師養成制度の改革動向-「大学における教員養成」の視点から-」『福岡大学研究部論集A 人文科学編』9号, p.19.

位増と、教科に関する専門科目の単位減が具体化することになった。より具体的には、①「総合演習」の新設（2単位）、②中学校「教育実習」の単位増（3単位から5単位）、③「生徒指導、教育相談および進路指導等」に関する科目の単位数増（2単位から4単位）、④「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関わる単位（各2単位）の必修化などである。そして、全国の養成機関で89年に続いて再課程認定が求められ、養成課程カリキュラム内での科目新設及びカリキュラム改編が必須となった。

その後、中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」（2002年）をうけて、学校教員免許にかかわる種々の法令が改正された。具体的には、小学校における専科教員の教科や学校種による限定廃止や、社会人の有効活用を目的とした特別免許状の学士要件の廃止、現職者への「10年研修」の義務化などが実施された。ただし、養成課程カリキュラムに直接影響を与える制度的改変は、2007年まで実施されていない。

2007年の養成課程カリキュラム改変をもたらすきっかけとなったのは、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（2006年）である。この答申は、学校教員の資質能力についての考え方を教員養成審議会などの過去答申から引き継ぎつつ、それらを養成段階で身につけていることが、時代状況との関連においてより重要となったと論じている。「教員免許状が教員として最小限必要な資質能力を保証するものとして評価されていない」<sup>6</sup>との現状認識のもと、①大学教職課程の改革による質的水準の向上、②教職大学院制度の創設、③教員免許更新制の導入の3点が提唱されている。このうち、①にかかわって、「教職実践演習」の必修科目としての創設が掲げられ、養成課程カリキュラムへの位置づけが求められた。

6 中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について 4. 教員養成・免許制度の現状と課題」より。

なお、本稿執筆時点（2017年9月）においては、前年11月に教育職員免許法改正が行われており、それに伴う法令改正等による養成カリキュラム改編、およびその再課程認定が実施されることが確定している。

### 3) 「教育実習」と「教科の指導法等に関する科目」の単位増

ここでは、本稿の内容と密接に関わる、中学校「教育実習」の単位増と教科指導法等に関する科目の単位増の実施経緯について述べる。

上述したように、1997年教育職員養成審議会第一次答申では、中学校教育をめぐる生徒指導なども含めた教育活動全体に対する理解を深める必要性が指摘され、中学校教育実習は従来の3単位（事前・事後指導を含む）では不十分であるとされ、5単位への単位増が提言された。この単位増は、教育実習期間の増加<sup>7</sup>を意味する。最終的には3週間以上の実習を実施する運用となり、各大学には実習受け入れ校の理解と協力のもと、教育実習が質量ともに適切に実施されるような工夫が求められることとなった。

また、97年答申では「各教科の指導法等に関する科目の重視」として、「中学校及び高等学校の1種免許状について、各教科の指導法に係る単位数（現状では実質的に2単位程度平均）がそれぞれ8単位、4単位程度実質的に確保されるよう、制度的措置を講ずる」と明記された。この答申内容に基づく制度改正について、当初文部省は、説明会などでは「各大学の判断にゆだねる」と説明していた<sup>8</sup>。しかし、文部省から文部科学省への組織改編後、中央審議会初等中等分科会教員養成部会決定として示された「教職課程認定基準」の中では一転して、「…「教育課程及び指導法に関する科目」

7 当初、従来の2週間の実習期間を4週間に倍増する運用が求められた。教職課程を置く大学等と文部省との間で数度の質疑応答がかわされ、最終的には、「受入校の相應の協力があれば、3週間実習でも問題ない」との解釈が示された。前掲『教職課程担当者のための手引き「教職本」（平成21年度改訂版）』第一分冊] p.22を参照。

8 『教職課程担当者の手引き「教職本」（平成21年度改訂版）』第一分冊] p.28。

の各教科の指導法について、それぞれ8単位以上、4単位以上の授業科目を開設することを原則とする」と明記された。さらに、2002年6月10日付初等中等教育局教職員課の事務連絡においても、中学校教諭1種免許状申請の場合は8単位が必要など、上述した単位数を前提とした課程認定申請書の様式改定が実施された。これ以降、各大学では「各教科の指導法」科目を従来以上に重視したカリキュラムが求められることとなった。

なお、この改正によって、教員免許状取得に要する「教科に関する科目」の単位数は大きく削減された。その結果、「中高教員養成の学生の教科の力を急落」<sup>9</sup>させたとの指摘がある。後述のように、本学英語英文学科では、従来の教科教育法に加えて、学科専門科目（選択科目）である「Teaching Practicum」を設置し、教育実習に備えるための訓練機会などを十分提供することを目的としたカリキュラム改編を実施した。本学では、この変更が他学科教職課程での指導法科目重視の構成につながっていくことになり、現在の教職課程カリキュラム構成に至っている。

(油井原 均)

## II 教職課程カリキュラム構成

### 1) 「教職に関する科目」

大学における教員養成教育は、単に文部科学省の教育職員免許法に規定される「教職に関する科目」「教科に関する科目」の内容を提供するだけでなく、大学として教員養成教育をカリキュラムの中でどのように位置づけ、学生に必要な学びをいかに担保するかという観点で捉えるべきものである。

---

9 中井睦美(2015).「教科教育から見た中高教員養成の現状と課題 -教師論・教育実習・教職実践演習という流れで補える問題と補えない問題-」『教育学研究紀要(6)』大東文化大学, p.118.

このことを念頭に本学英語英文科における教職課程カリキュラムでは、免許法施行規則の改正に伴う科目の増設並びに削減はもとより、本学独自の科目の改編並びに増設が繰り返されてきた。改編の大部分は2013年度の Semester 制への移行に伴う科目名称の変更である。一方、増設は、「教職に関する科目」の中の「教育課程及び指導法に関する科目」の補充である。

文部科学省の定める「教職に関する科目」の大部分は、教員になる際に必要な基礎的、基盤的学修に関するもので、教科の指導法に関する科目は、1986年の課程発足当初「英語科教育法」（4年次通年科目）のみであった。そのため、4年次に実施される教育実習に臨むにあたり、準備不足に伴う不安を訴える学生からの声が年々高まり、実習現場に立つ学生に対する準備教育を担保する必要に迫られた。この事態に対応するために2006年度に設置されたのが前節で触れた「Teaching Practicum」（その後、2010年度に「英語科教育法Ⅱ」、2013年度に「英語科教育法Ⅱ」に名称変更）である。この科目は3年次集中科目として設定され、指導法に関する他の科目で学修したことを、実践に移す経験を積ませるための模擬授業を中心とした英語英文学科独自の講座である。この講座については次項で詳しく述べる。更に、2009年度には「英語科教育法特講」（3年次通年選択科目）を増設した。

担当者	川口 エレン
科目名	英語科教育法特講
副題	Teaching Extra-curricular Classes
授業目的 概要	The students taking this class we will learn how to teach English using unconventional methods and techniques. The activities in this class, which will include games, chants and songs, should prepare the teacher-in-training and the new teacher to take over classes not in the regular curriculum, but for the extra-curricular classes and club like sessions. The activities will all be based on established approaches and methodologies as well as those of newer, recent trends.
授業計画	Week 1 : Introductory Class Week 2 : Icebreakers Week 3 : Classroom Organization Week 4 : Warm-ups Week 5 : The Basics Week 6 : Group, Pair and Solo Activities Week 7 : Speaking Games and Activities Week 8 : Listening Games and Activities Week 9 : Reading Games and Activities Week 10 : Writing Games and Activities Week 11 : Grammar Games and Activities Week 12 : Spelling and Vocabulary Games and Activities Week 13 : Celebrations and Holidays Weeks 14/15: Assessment
評価方法 基準	The students will be tested at the end of the term, on how well they can come up with activities to match certain teaching needs or methodologies for a given class or student.
準備学習 学生への 要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Depending upon the number of students registered for the class, the last two sessions may take one week or two.</li> <li>・ This syllabus is a guide to the course. It is not fixed and the pace will be adjusted as necessary, thereby adjusting the progress of the syllabus accordingly."</li> <li>・ This is a one semester, elective course open to regular students and teacher-in-training students. The classes will be conducted in double periods to ensure ample time, not only to cover the lessons in the lectures, but also to learn the activities physically.</li> </ul>
テキスト	There are no prescribed textbooks for this class. Worksheets and other materials will be distributed in class as necessary.and-outs will be given out in class.
参考文献	中学校学習指導要領解説総則編 高等学校学習指導要領解説総則編

表1 「2009年度 「英語科教育法特講」 シラバス」

上記シラバスの示すとおり、この講座では、「Teaching Practicum」との連携を念頭に、学生の実践的な指導力の育成を目標に、板書の仕方、教材作成、教材の効果的な活用方法、ペア・ワークやグループ・ワークの展開方法など学習形態の工夫の仕方、現場で使える歌やゲームなど各種のアクティビティを盛り込んだ。学んだ知識の定着を確実にするため、2コマ連続配置とし（初年度は水曜日の4限・5限）、練習時間が十分確保されるよう配慮した。講座開設当初は、この2講座を同一教員が担当した結果、有機的な結びつきにより相乗効果が見られ、それぞれの教育効果が高まった。

しかしその後、担当教員の入れ替えに伴い時間割の配置並びに授業内容にも変更が生じた。ここ数年は実践的な指導力の育成よりも英語力そのものの向上に重きが置かれ、他の専門科目との差異が見えにくくなっている。残念ながら、科目増設当初の特色が充分生かされていない。科目設定の意図及び連携の在り方を再度検討し、必要に応じた授業内容の見直しが求められる。

なお、 Semester制導入により、当講座は2013年度に「英語科教育法特講A」（3年次前期選択科目）、「英語科教育法特講B」（3年次後期選択科目）に改編された。更に、2014年度からは2年次必修科目として配置されている。これにより、「英語科教育法特講A」、「英語科教育法特講B」、「英語科教育法Ⅱ」の必修3科目の配置により「教科の指導法」に関して2年次から4年次にかけて学びの連続性が担保されている。

上記の科目増設による本稿執筆時の「教職に関する科目」は表2に示すとおりである。

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開設授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	中学 一種 免許	高校 一種 免許	授業科目	単位数	
					必修	選択
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	教職論 臨床教職論	2	2
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	教育学論	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）			教育と心理学	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			教育の制度と経営	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	6	教育課程の編成	2	
	・各教科の指導法			英語科教育法特講A	2	
				英語科教育法特講B	2	
				英語科教育法 I A	2	
				英語科教育法 I B	2	
				英語科教育法 II	2	
・道徳の指導法	道徳教育（中）	2				
・特別活動の指導法	特別活動（中・高）	2				
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の理論と実際	2				
生徒指導、教育相談及び生徒指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	4	生徒指導・進路指導（中・高）	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎と方法	2	
教育実習		5	3	教育実習（中・高） 教育実習（高）	5 3	
教育実践演習		2	2	教職実践演習（中・高）	2	

表2

## 2) 「教科に関する科目」

「英語科教育法Ⅱ」は、教育実習に際して準備不足に戸惑う学生の不安と悩みを軽減させるために、教職に関する実際を体験させる場を提供することを目的として設置された。教育実習に行く前の学生からの要望に応えるために誕生した科目である。科目を履修した学生たちは、ある程度不安を払拭して実習に臨んだ。

しかし、教育実習を終えた学生たちは、新たな悩みを持ち帰ってきた。教育現場に出た際、自身の英語力不足を痛感し、不安にさいなまれたと訴える学生の割合が年々増加した。こうした不安は、高等学校で教育実習をし、特に3年生を担当した学生に顕著に見られた。そのため、2012年度から「英語教師のための英文法Ⅰ」（前期 選択）と「英語教師のための英文法Ⅱ」（後期 選択）が「教科に関する科目」に加えられた。主な対象は、教員免許を取得したいが英語力不足を認識している学生及び将来教壇に立つにあたり英語力はもとより指導力の向上を図りたい学生である。科目名称にその授業目的を明確に打ち出し、文法事項を取り上げる他の専門科目（例えば「Grammar and Listening」）との差別化を図り、配当学年も2年次以上として教職課程を希望する学生に広くかつ強く履修を勧めた。下記シラバスに示されているとおり、将来教壇に立つ学生を対象として、文法事項に注視した講座である。

教職課程を履修している学生の抱える課題に対応するために設置された「英語教師のための英文法Ⅰ・Ⅱ」は、開講初年度は履修者が30人以上であった。しかしその後次第に減少し、2013年度は20人弱、2014年度～2016年度は10人弱であった。教員免許取得希望者の減少にも要因はあるが、まだ先の教育実習に対する緊迫した不安感がないことも要因の一つであろう。また、近年、学科の卒業要件を満たすための科目履修に注視し、要件以上の科目を履修する学生が少なくなっている。教職課程カリキュラムにおいても同様で、推奨科目であっても選択しない学生がいる。現に、当該科目は学生の要望に応える形で設置されたにも関わらず、教職課程履修者全員が選択するには至っていない。前述の「英語科教育法特講A」と「英語科教育法特講B」を2014年度より必修科目とした背景には、こうした傾向への対応策があげられる。

一方、「英語教師のための英文法Ⅰ」と「英語教師のための英文法Ⅱ」

担当者	宮本 弦
科目名	英語教師のための英文法Ⅰ
副題	楽しく教える英文法（基礎編）
授業目的 概要	本講座では、英語教師に求められる文法能力を1)基礎知識：正しく教える力、2)活動開発力：楽しく教える力、3)語法解説能力：わかりやすく教える力の3つの観点より捉え、これらの力をバランスよく開発することを目指す。特に、「活動開発力：楽しく教える力」については、文法指導を埋め込んだコミュニケーション活動を開発し、実際に模擬授業を行う過程を通して体験的に学ぶ。
授業計画	Week 1 : Introductory Class Week 2 : Icebreakers Week 3 : Classroom Organization Week 4 : Warm-ups Week 5 : The Basics Week 6 : Group, Pair and Solo Activities Week 7 : Speaking Games and Activities Week 8 : Listening Games and Activities Week 9 : Reading Games and Activities Week 10 : Writing Games and Activities Week 11 : Grammar Games and Activities Week 12 : Spelling and Vocabulary Games and Activities Week 13 : Celebrations and Holidays Weeks 14/15: Assessment
評価方法 基準	The students will be tested at the end of the term, on how well they can come up with activities to match certain teaching needs or methodologies for a given class or student.
準備学習 学生への 要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Depending upon the number of students registered for the class, the last two sessions may take one week or two.</li> <li>・ This syllabus is a guide to the course. It is not fixed and the pace will be adjusted as necessary, thereby adjusting the progress of the syl</li> </ul>
テキスト	There are no prescribed textbooks for this class. Worksheets and other materials will be distributed in class as necessary.and-outs will be given out in class.
参考文献	中学校学習指導要領解説総則編 高等学校学習指導要領解説総則編

表3 「2012年度「英語教師のための英文法Ⅰ・Ⅱ」シラバス」

は選択科目のままである。現在、再課程認定申請に向けて、推奨する選択科目を履修させるカリキュラム構成を鋭意検討中である。既存の教職課程履修者に対しては、いかに働きかけていくか、ということが課題である。2017年度は、当該科目を1年次配当に改編し、オリエンテーション等で設置の趣旨を説明した。その結果、今年度の履修者は「英語教師のための英

文法Ⅰ」が21人（1年生8人、2年生9人、3年生4人）、「英語教師のための英文法Ⅱ」が16人（1年生6人、2年生3人、3年生7人）となった。教職課程履修者全員の履修には至らなかったものの、ある程度の改善はみられた。

（川口 エレン）

### Ⅲ 「英語科教育法Ⅱ」の変遷

#### 1) 実施時期及び日程

「英語科教育法Ⅱ」は、英語教員養成プログラムの特異な科目である。そして、講座開始より10年以上に渡り、節目節目で進化してきた。進化の第一歩は、その実施時期である。「Teaching Practicum」という科目名称で発足した当初の3年間（2006年度～2008年度）は、夏休み最後の1週間に実施されていたが、その後は、年度末試験後の2月に実施されている。変更の理由は、履修生の減少である。それまで常時25人前後いた教員免許取得希望者が徐々に減り、2008年度は10人を切り、模擬授業でグループワーク等を展開する際の生徒役の学生が不足する事態となった。このため、同様の問題を抱えていた他学科に働きかけ、3学科合同で模擬授業を実施することを提案し、合意が得られた。これを機に、他学科で新設された科目名称と合わせるべく科目名を「英語科教育法2」と改めた。成績報告時期の関係から「英語科教育法2」は3年次集中科目から4年次集中科目となり、年度を前倒した講座開講となった。また、これに伴い、2009年度9月の講座は閉講することとした。なお、当講座を開講するにあたって、当初実施時期として春休みを構想していたものの、当時は諸般の事情で希望する実施時期が困難であるとの判断から9月実施となった経緯がある<sup>10</sup>。従って、3学科合同実施を契機に、当初の希望がかなったこととなる。

10 白百合女子大学英語英文学会（2009）. 『Sella』第38号, pp. 28-29.

3学科合同初年度(2010年度)は、2010年2月22日(月)～2月26日(金)に実施された。表4に示すとおり、実質的には4日目の木曜日と5日目の金曜日(網掛け部分)の2日間だけが合同実施で、最初の3日間はそれぞれの学科が個別の授業を展開した。ただし、教育実習を英語で行うフランス語フランス文学科の学生は、英語英文学科のスケジュールに組み込むこととなった。

Periods Dates	1 10:30 ~ 12:00	2 1:00 ~ 2:30	3 2:40 ~ 4:10
2/22 Monday	Introduction Preparation for First Teaching Practice 1307	First Teaching Practice 1307, 1306 (2 groups)	Discussion & Feedback
	Lesson & Workshop Class Management	Lesson & Workshop Classroom English & Making lesson plans 1307	Reading Lesson Plans & Discussion
2/24 Wednesday	Talks from past Ss/ Q&A 1307	Second Teaching Practice 1305, 1306, 1307 (3 groups)	
	Final Teaching Practice w/ other depts. 1305, 1306, 1307		
2/26 Friday	Final Teaching Practice w/ other depts. 1305, 1306, 1307		Debriefing, Discussion & Pep Talk 1303

表4 [2010年度 英語英文学科スケジュール]

新しいスケジュール終了後、従前とは異なる感想が聞かれた。学科単独で集中講座を実施していた際の意見収集では、一番緊張した模擬授業が10分間のFirst Teaching Practice、一番準備に時間を要したのが20分間のSecond Teaching Practiceという回答が多数を占めたのに対し、合同実施後の意見収集では、ほぼ全員が、一番準備に時間を要し、かつ一番緊張したのがFinal Teaching Practiceと回答した。日ごろそれほど親しくない他

学科学生と、あまり馴染みのない教員を前に、ある意味で臨場感のある模擬授業となったことへの反応といえる。これと呼応して、最終模擬授業が木曜日となった学生から、最終模擬授業が金曜日の学生と準備時間が違いすぎると不満が噴出した。

合同実施初年度の月曜日から金曜日の日程は、他学科がこれまで「教育法2」を開設していなかったことから、従前の英語英文学科の集中日程を踏襲したものである。しかし、前述の学生の意見に鑑み、3学科協議の結果、合同実施2年目からは、学生の事前学修時間を担保するために、最終模擬授業の前に週末を挟むこととなった。これにより2011年度は、2011年2月23日（水）～3月1日（火）に合同授業を実施した。以降、合同実施日程は、原則として前半3日、週末を挟んで後半2日で実施している<sup>11</sup>。この日程変更が進化の第2歩目である。

## 2) 実施内容

合同実施当初の3年間（2010年度～2012年度）は、表4に示すとおり、前半3日は学科別の授業を展開した。英語英文学科では、従前どおり、初日に中学1年生1学期当初を想定した10分間の模擬授業が組み込まれた。この初回模擬授業では、履修生を2分割し、一つのグループには「数字」、もう一方のグループには「曜日」を課題とした。約90分の事前準備時間と、指導に必要な教材は用意されるものの、指導法についての指示は特段ない。この初回模擬授業に対して、ほとんどの学生がかなり緊張して臨み、10分間が思いのほか長く、予定どおり授業を進めることが難しかったという感

---

11 2016年度は、学事の関連で日程が1日繰り下がり2016年2月18日（木）～2月24日（水）で実施した。この前半2日、後半3日の分割は、最終模擬授業が火曜日となった学生から「2回目の模擬授業のフィードバックを最終模擬授業に反映させる時間的余裕がなかった。」と、不満があがった。6年前の合同初年度と類誌した反応である。その結果、今後日程の繰り下げは極力避けることとした。

想を多くの学生が“Journal”<sup>12</sup>に記載していた。

初日の経験を基盤に2日目には、授業運営の仕方、教室英語の使い方、指導案の書き方が組み込まれた。また、今後の模擬授業の分担箇所が決められた。教育実習を中学で行う学生は*New Horizon 1・2・3*から、高校で行う学生は*Unicorn Reading 1*からそれぞれ任意の箇所を選択したが、その際、担当箇所が重複しないように配慮した。

3日目には、教育実習を終えた先輩学生による実習報告と質疑応答の後、学生を3分割し、それぞれ20分間の模擬授業が組み込まれた。この2回目の模擬授業に際しては、各教室に1名の英語教員が配置され、先輩学生の参観も奨励され、学生同士の活発な意見交換と教員の講評が行われた。終了後は、配置教員が個別に綿密な指導を行った。

4日目と5日目には、2回目模擬授業の担当箇所を膨らませたそれぞれ30分間の最終模擬授業が、表5に示す組み合わせで実施された。なお、模擬授業実施にあたっては、担当箇所のコピーを他学科の学生並びに教員に配付した。

〔4日目〕			〔5日目〕			
	グループA(1301)	グループB(1303)	グループC(1305)	グループA(1301)	グループB(1303)	グループC(1305)
1 10:30 ~	(古)国文 1	(英)英文 4	(英)仏文 2	(英)英文 11	(現)国文 10	(古)国文 12
	(古)国文 2	(英)英文 5	(英)英文 8	(英)英文 12	(現)国文 11	(英)英文 15
2 13:00 ~	(英)英文 1	(古)国文 3	(英)英文 9	(古)国文 7	(英)英文 13	(英)英文 16
	(英)英文 2	(古)国文 4	(英)英文 10	(古)国文 8	(英)英文 14	(英)英文 17
3 14:40 ~	(英)英文 3	(英)英文 6	(現)国文 5	(古)国文 9	(英)仏文 3	
	(仏)仏文 1	(英)英文 7	(現)国文 6	まとめの会(15時40分から:1307教室)		

表5 〔2010年度 最終模擬授業スケジュール〕

2010年度の場合、3分割された各教室には、それぞれ10名もしくは11名の学生と2名の教員が配置された。他学科の学生相手の授業では、想定外

12 2006年の講座開始当初より、学生は毎日“Journal”(日誌)に、その日に学んだこと、それに対する意見、疑問、感想等を英語もしくは日本語で書くことが求められた。なお、提出は原則翌日。

の応答や反応に苦慮する場面もあり、また授業後のそれぞれ約15分間の講評では、異なる視点からの意見も多く、合同実施は、学生のみならず教員にとっても貴重な経験となった。これが第3歩目である。

2013年度には、専任の教職担当教員が2名加わったことにより、実施内容の組み替えが行われ、進化の第4歩目につながった。従前は5日間とも原則2限～4限で授業を実施していたが、教職担当による学生面談が授業前と授業後に組み込まれた。一人あたり5分～10分の面談では、今後の手続き並びに教職志望の確認、採用試験の申し込みに関する指導等が行われた。また、実施内容も表6に示すとおり大きく変更され、名実ともに3学科合同（網掛け部分）となった。

Periods Dates	1 10:30 ~ 12:00	2 1:00 ~ 2:30	3 2:40 ~ 4:10
2/20 Wednesday	Joint Introduction 1307	Choosing Lessons 1305	Talks from Past Ss/ Q&A 1307
2/21 Thursday	Tips on Lesson Plans 1307	Lesson & Workshop(Class Management, Classroom English & Making Lesson Plans) 1305	Model Teaching 1106
	First Teaching Practice 1305, 1306 ( 2 groups)		
2/22 Friday	Second Teaching Practice 1304, 1305, 1306 ( 3 groups )		Reading Lesson Plans 1305
	Final Teaching Practice w/ other depts. 1301, 1303, 1305 ( 3 groups )		
2/26 Tuesday	Final Teaching Practice w/ other depts. 1301, 1303, 1305 ( 3 groups )		Debriefing &, Discussion 1307

表6 [2013年度 英語英文学科スケジュール]

初日冒頭の講座案内と教員紹介の後、英語英文学科では従前2日目に行われていた担当箇所の設定が実施された。初日午後には、先輩学生による

教育実習報告と意見交換に続き、現場の教員による模範授業が導入された。初年度は中学校の現職英語教員による模範授業が実施され、特に英語英文学科学生にとっては、教育現場の疑似体験として示唆に富むものとなった。その後は、毎年「国語」と「英語」の模範授業が交互に実施されている。

この模範授業の導入により、従前初日に実施していた初回模擬授業が削られることとなった。しかし、文科省の小学校指導要領改定により2011年度から実施された「外国語活動の導入」で、中学入学時には「数」と「曜日」は習得済みと予想されることから、この課題の削除は合理的であると判断された。一方、模擬授業の回数そのものの削減は、本講座の本来の目的にそぐわないことから、従前2日目に実施されていた、授業運営・教室英語・指導案への配当時間を削減して、2日目午後に担当箇所の10分間の模擬授業を2グループに分けて実施することとした。<sup>13</sup>これにより、学生は10分、20分、30分と同一担当箇所を順次膨らませる3回の模擬授業を体験する機会が与えられ、授業内容の改善につながったといえる。また、各模擬授業後の講評は、教職担当教員の参観により、一層充実したものとなった。なお、2013年度より、教育実習にふさわしい服装で最終模擬授業に臨むことが学生に求められた。

上述のとおり、2名の教職担当教員の参入により当講座は、以前にも増して学生のニーズに応え、教育効果の一層高い実施内容になったといえる。なお、2013年度には Semester 制が導入され、それに伴い科目名称が現行の「英語科教育法Ⅱ」と改められた。

本節の最後に、本稿執筆年度の講座について特筆すべき事項について述べる。残念ながら2017年度は、履修生が3学科合わせて15人と通常の約半数で、英語英文学科に至っては5人と前例のない少数であった。これは、入学当初より教職希望者が少なかったことに加え、途中で進路変更を余儀

13 指導案については、教職担当教員が個別面談の際に適宜対応した。

なくされた学生が数名いたためである。このため、初回模擬授業も、2回目模擬授業も2分割で実施し、それぞれ配当時間を15分、30分とした。生徒役の学生が各クラス2人でグループワーク、発話等の学習形態の工夫に支障をきたしたことは否めない。反面、少人数のため各配置教員による十分に時間をかけたきめ細かい指導が可能となった。3学科合同の最終模擬授業も表7に示すとおり2分割で実施し、各学生に45分の模擬授業を課した。

〔4日目〕

〔5日目〕

	グループA(1303)	グループB(1305)	グループA(1303)	グループB(1305)
10:30~11:30	(国)	(仏)仏文1	(国)	(仏)仏文2
11:35~12:35	(英)英文1	(国)	(国)	(英)英文5
	休 憩		休 憩	
13:30~14:30	(英)英文2	(国)	(英)英文4	(国)
14:40~15:40	(国)	(英)英文3		(仏)仏文3

表7〔2017年度 最終模擬授業スケジュール〕

この時間配分により、学生はそれぞれの指導案を、従前のように一部割愛することなく、すべて実践することが求められた。そのため、学生は実践に即したより詳細な指導案、綿密な教材準備並びに入念な練習を余儀なくされた。学生の負担は大きかったと思われるが、当該学生たちが実習に臨んだ教育実習受け入れ校から、各学生に対して例年になく高い評価をいただけたことにその教育効果が示されたといえる。

次年度2018年度の英語英文学科の教職希望者は、再び例年通りの人数となる予定である。授業運営に支障をきたさない生徒役の学生数は確保でき、模擬授業環境は改善する。このような状況で、実習現場に立つ学生に対する準備教育としての教育効果を今年度同様高めることが、今後の課題である。  
(印藤 京子)

※本稿作成にあたり、白百合女子大学教務部教務課より資料等の提供を受けた。記して感謝の意を表する。